⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～46年
構築物	８年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２～14年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

⑷　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金については、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日厚生労働省令第148号）及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した額を計上しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

①　一般勘定及び承継債権管理回収勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等にある債務者の債権については、債権ごとに債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減算した残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額に債務者の支払能力を総合的に判断して貸倒見積高を計上しております。

上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。

②　年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については債権ごとに保証による回収見込額を勘案し、要注意先債権及び正常先債権については貸付金残高を基に、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づき計上しております。

⑹　賞与引当金の計上基準

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑺　未収財源措置予定額の計上基準

当事業年度に費用計上した退職手当給付金のうち、その発生額が社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づき、後年度において都道府県補助金により財源措置されることとされている金額について、平成18年３月27日社援発第0327020号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」に基づき算出した金額を計上しております。

⑻　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

⑼　金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑽　債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

⑾　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算しております。

⑿　リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⒀　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

２．重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、2,241,407,927円となっております。

３．重要な後発事象

（厚生年金基金の代行部分返上について）

当機構が加入する公庫厚生年金基金においては、平成25年４月１日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の将来期間の代行部分に係る支給義務の停止の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益等及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益等に与える影響額は未確定であります。

４．固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
退職手当給付費支払資金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第１号の規定に基づき、以下の金額の合計額を毎事業年度末において退職手当給付費支払資金として計上しております。